

子ども・子育て支援新制度の施行準備に向けて 児童福祉法24条1項をもとに、取り組みを強化しよう

児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をいかして保育をよくする会
(旧 新システムに反対し保育をよくする会)

[略称—児童福祉法24条1項の会]

私たちは、子どもの権利保障の拡大のために、「新システムに反対し保育をよくする会」として新システムの問題点を指摘し、機会あるごとに意見表明を行ってきました。この度、子ども・子育て支援関連3法の成立などの状況の変化を受けて、「児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をいかして保育をよくする会」(以下「児童福祉法24条1項の会」)として再スタートを切ることになりました。

ここでは、会としての取り組みを振り返りつつ、新制度の問題点を指摘し、これから国・自治体で行われる本格施行にむけた論議・作業に対する、私たち保育関係者の課題を提案します。

●会の発足と経過—新聞に意見広告掲載

本会は、政府が提案する「子ども・子育て新システム」の本質が知られていない、知らされていない状況に危惧をいだいた研究者や弁護士などが呼びかけ人となり、2010年10月に結成されました。「保育・子育てをよくするためのアピール—子どもの権利を侵害する新システムに反対します」を公表し、意見広告の掲載などを目標に賛同者と募金を呼びかけました。

このアピール運動は、保育団体や労働組合の中央組織が、政府の新システム導入のための検討組織に加わり、異議を唱えることなく、導入の推進役になる中で、反対や危惧を唱える多くの保育関係者の支持を受け、最終的には1万6千人を超える賛同者と2千万円を超える募金を集めることができました。

結果的に、2011年8月6日、10月30日に、子ども・子育て新システムに反対する広告を、読売新聞紙上に掲載、子ども・子育て新システム関連法案が国会に提出された翌日の2012年3月31日には、読売新聞全国版に「問題だらけの『子ども・子育て新システム』はいりません！」と題する全面意見広告を掲載しました。

●反対を押し切って成立した関連法

子ども・子育て新システム関連法案は、消費税増税法案とともに、社会保障・税一体改革関連法案として一括して国会に提案されましたが、民主党・自民党・公明党の3党による修正が加えられました。その結

果、総合こども園法案が撤回されて、認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)の改正案が議員立法で提出され、子ども・子育て支援法案と児童福祉法など関連法の改正案については議員修正が加えられました(「子ども・子育て新システム」という言葉も用いられなくなったので、以下「子ども・子育て関連法」ないし「新制度」といいます)。衆議院の通過後、2012年8月10日、参議院でも可決・成立しました。

●子ども・子育て関連法による新制度の問題点

成立した子ども・子育て関連法は、当初の法案も複雑でしたが、修正によってさらに複雑になり、今回の制度改正で最も影響を受ける保護者や保育者が理解することは至難の業と言えます。

新制度では、多くの反対意見に押された3党合意による修正で、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施義務がのこり、保育所についてのみ従前の施設補助による委託という仕組みが維持されることになりました。しかし、制度の大枠としては、子ども・子育て支援法の成立によって、施設委託(補助)方式から利用者補助方式への転換(施設型給付費による個人給付方式への転換)がなされてしまいました。

私たちの会が指摘してきたように、もともと、民主党政権のもとで構想されてきた子ども・子育て新システムの目的は、政府が宣伝してきた幼保一体化や待機児童の解

消にあるわけではなく、増え続ける保育需要に対して公費をなるべく支出しないで対応できる仕組み（つまりは、公費を抑制し保育を市場化するための仕組み）を構築することにあります。その本質は、市町村が保育の実施義務を負っている現在の保育制度（施設委託（補助）方式、自治体責任による保育所入所・利用の仕組み）を解体し、介護保険法や障害者総合支援法などと同じ仕組み（利用者補助方式、保護者責任による利用の仕組み）に転換するものなのです。

そのため、

①保育所に入所する場合には、保育の必要性（必要量）の認定とともに、入所（利用）申込みをする必要があり、煩雑な手続きとなること、

②認定により、長時間区分の子どもと短時間区分の子どもに分けられる可能性があり、両者が混在して保育所を利用することになる結果、現在の保育所保育そのものが大きく変容すること、

③保育の必要量を超えた保育時間の追加料金や行事の実費負担など、保育料に加えて保護者の負担が増えること、

④保育所に支払われる委託費（実質的には施設型給付費）も区分に応じることとなり短時間区分の子どもの多い保育所では減収となるなど保育所運営（経営）が不安定になり、保育士の処遇が悪化すること、

⑤保育所より低い基準の認定こども園や小規模保育事業などを保育の受け皿にしようとしており、また、施設・事業によって基準が異なるため、保育水準に大きな格差が生まれ、子どもの保育に差別が持ち込まれようとしていること、

⑥保育所整備の補助金制度が廃止され（「児童福祉施設について、その新設、修理、改善、拡張又は整備に要する費用の4分の3以内を補助することができる」と規定する児童福祉法56条の2第1項の規定が、「保育所を除く」と改定された）、保育所増設による待機児童解消は望めないばかりか、老朽化した保育所の建替えや改築すら難しくなり、地域によっては保育所の減少すら予測されること、

⑦小規模保育事業等の地域型保育ですら、

企業参入を見込むもので、よれによって保育の供給量が増えるかどうかは未知数であること、

⑧幼保連携型認定こども園を除く認定こども園に企業参入が認められること、

⑨幼保連携型認定こども園は、学校教育法に基づかない「学校」という奇妙な法的位置づけが与えられ、また保育所・幼稚園からの移行を強要しないと3党合意したにも関わらず、国は、保育所からの移行を強引に推し進めようとしています。これを放置してなし崩し的に移行が進められれば、せっかく残した児童福祉法24条1項が形骸化されてしまうこと、

このように、多くの深刻な問題は解消されていません。

●2015年4月の本格施行を目指してすすむ準備

子ども・子育て関連法のこうした諸問題が、保護者や保育関係者には、ほとんど知られておりません。

政府は、2013年4月に子ども・子育て会議を設置し、2015年4月の新制度の本格施行を目指して、必要な政省令等の制定等の論議を進めています。また、地方自治体に対しても2014年夏までには、地域型保育給付に関わる諸事業の認可基準等の条例化等を終えるよう要請しています。国・自治体ともに本格実施にむけて十分な時間的な余裕がなく、種々の問題が生じる恐れがあります。

さらにそうした制度を支える財源についても不安な状況にあります。消費税増税によって7千億円程度の財源を確保するとしています。しかし、かりに財源が確保されたとしても、新制度導入に際して必要とされる市町村の認定事務費や報酬請求システム開発費などに多くが費やされ、環境の整った保育所の増設や、保育士の処遇改善のための経費などには十分回ってこない可能性があります。それどころか、3党修正により、改正消費税法に、増税で生まれる税収増を「成長戦略」つまりは大型公共事業に重点的に配分できるという附則が盛り込まれたため、財源確保すら空手形になりかねません。

消費税増税がされても、保育所は増えず

保育所入所手続きは煩雑となり、保育料などの保護者負担は増えるという最悪の事態すら予想されるのです。

●新制度に向けた積極的な取り組みを

一方で、多くの保育関係者の地道な運動によって、市町村の保育実施義務を残すことができたことも事実です。

児童福祉法24条1項の会は、問題だらけの子ども・子育て関連法の成立に強く抗議するとともに、施行前の子ども・子育て支援法や改正児童福祉法などの再改正を含め、政省令への積極的な提言など、今後ともよ

りよい保育制度の実現をめざして活動を進める所存です。

同時に、市町村の保育実施義務の規定を積極的に活用する視点で、各自治体の新制度導入に向けた準備作業に対し、すべての保育に関わる人々が連携を強めて、創意工夫に富んだ取り組みをおこなうことを呼びかけます。

未来を担う子どもたちのためにも、私たち「児童福祉法24条1項の会」の運動の趣旨にご賛同下さい。

児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をいかして保育をよくする会

(旧 新システムに反対し保育をよくする会) **【略称—児童福祉法24条1項の会】**

代表呼びかけ人 **伊藤周平 (鹿児島大学)**
猪熊弘子 (ジャーナリスト)
大井琢 (弁護士)
大宮勇雄 (福島大学)
杉山<奥野>隆一 (佛教大学・大阪保育研究所)
田村和之 (広島大学名誉教授)
村山祐一 (元帝京大学・保育研究所)
藤井伸生 (京都華頂大学)
渡邊保博 (佛教大学)

学習会等の講師の紹介・あっせんを行っています

新制度は複雑です。運動をするには、学習が必要です。しかし、24条1項の意義を無視している政府関係者や、その見解を鵜呑みにしている識者を講師にしても、新制度の本質的な理解はできません。

児童福祉法24条1項の会では、呼びかけ人を中心に、学習会等での講師活動を積極的に行っています。学習会等の講師をお捜しの場合、会の事務局をしている保育研究所にご相談下さい。

児童福祉法24条1項の会

事務局 保育研究所 TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ

児童福祉法24条1項の会では、 すべての市町村で、24条1項に基づいた運動を行うことを提案します！

新制度はこれから具体化されます、問題点をへらし、少しでも子どもたちのためになる制度にするためには、みなさんのこれからの奮闘にかかっているとと言えます。修正で勝ち取った児童福祉法24条1項をいかすために、国や自治体（都道府県・市町村）に向けて、新制度導入に期待をもっていた人々や組織等にも呼びかけるなど、広範な人々とともに、以下の取り組みを提案します。

1. 本格施行の延期・凍結と、待機児童解消策の抜本的な改善を求める

自治体関係者や利用者が多くの不安の声を寄せています。新制度の導入を強行すれば混乱は必至です。今、必要なことはそうした改革の実施でなく、待機児童解消のための施策を抜本的に改善しつつ実施することです。

2. 子どもに格差を付けない、基準・単価の設定を求める

新制度では、保育所のみならず多様な施設・事業によって保育が供給され、さまざまな基準が設定されます。国の子ども・子育て会議では、認可基準を市町村が条例で定める小規模保育など地域型保育について、施設面積や保育士資格の基準緩和の方向で論議がされており、保育に格差が持ち込まれようとしています。格差をなくすためにも、国と同時に市町村に対する私たちの取り組みが求められています。

3. 新児童福祉法24条1項を基礎に保育の充実を

政府は、児童福祉法24条1項をほとんど無視して、制度設計を行おうとしています。

①24条1項を反映した、制度の構築を求めましょう。

②多くの保護者が求めている保育所への入所を保障するためには、市町村が策定する事業計画に、保育所の整備計画を明記させるほか、認定こども園への移行を強要させないなどの働きかけが必要です。

4. 子どもを保育時間で区別する認定を許さない

新たに導入される認定制度への対応も必要です。特に子どもの生活リズムを崩す、短時間認定については、関係者の声を集中し、少なくとも一日8時間以上の保育を要求しましょう。

5. 認定こども園（幼保連携型）の特別扱いを許さない

国は、認定こども園だけが「質の高い」保育（教育）を提供するという、まったく誤った宣伝のもと、認定こども園を特別扱いして、保育所から認定こども園への移行を政策的に誘導しようとしています。これは、子どもを差別することになり、認めることはできません。どの子にも豊かな保育・教育を保障するために、安易な認定こども園化を許さず、保育所はじめどの施設でも同様の質の保育を求めましょう。

6. 既存補助の存続を求める

新制度の施行によって、既存の国庫補助金（すでに、施設整備の国庫補助は廃止が法定化されています）や、保育料軽減策を含めた自治体の単独助成のすべてが見直しの対象になります。一步でも、保育行政の後退を許さない姿勢で、国や自治体に要望を強めることが必要です。24条1項をよりどころにして、保育行政の後退を許さない視点で運動を推進することが必要です。

7. 法改正も視野にいれた取り組みを

新制度の根本的な問題を是正するために、法改正をも視野に入れた運動を進めましょう。

地方議員向けセミナーを開催する予定です

〔日程案 2013年11月23～24日（東京）、2014年1月18～19日（関西）〕

新制度は、地方条例化する事項が数多くあり、地方議会と地域の運動が連携することが求められています。1泊2日の企画で、現行制度と新制度の対比も含め、議会で採り上げるべき事項などを丁寧解説するセミナーを、24条1項の会と保育研究所とで共同開催する予定です。詳しくは、9月中旬に公表されるセミナーの要項等をご確認下さい。

